○文部科学大臣臨時代理解職
　国務大臣　島尻安伊子
文部科学大臣馳浩帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　深見　玲子
（新潟地方裁判所判事兼新潟家庭裁判所判事・新発田簡易裁判所判事）同　今井　学
願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上一月三十一日）
　内閣府副大臣　髙鳥　修一
環太平洋パートナーシップ協定締結交渉及び同協定の関連文書の交渉のための日本政府代表を命ずる
期間は平成二十八年二月十八日までとする（二月二日）

内閣府

願に依り障害者政策委員会委員を免ずる
　花井　圭子　平川　則男
障害者政策委員会委員に任命する
　丹野美絵子　熊澤　春陽
　宮井真千子　大滝　精一
個人情報保護委員会委員に任命する（各通）（以上二月一日）

叙位・叙勲

○叙位

（広島大学名誉教授）従七位
従三位に叙する（各通）
　君塚　栄治　竹山　晴夫
従三位に叙する（各通）
　屋敷　勇
正五位に叙する
　黒田　勤　重田　好一
　白井　穆登　高橋　公則
従五位に叙する（各通）
　圓城寺重憲　川村　康治
（三重県川越町長）
　島崎　久
正六位に叙する（各通）
　猪股　榮吉　尾形　眞義
　清水　宏員　内藤　靖夫
　東岡　誠吾
正八位
　上原　勝則　大日向富士夫
　河合　鎭雄　木村　清次
　新里　清良　豊福　孝行
　生川　博司　野田　良
　三浦　邦夫　吉川　勘一
従六位に叙する（各通）
　門　康之　後藤比登志
　橋本　修吉　松本　正之
正七位に叙する（各通）
　野澤　義雄　益子　春男
従七位に叙する（各通）（以上二十七年十二月二十八日）
　笹井　修　西村壽榮男
従五位に叙する（各通）
　石橋　守　堀内　道夫
　久保定五郎
正八位
　福元　祥介　岩瀬　重夫
　小林　秀司　中川　良典
　山田　清
正六位に叙する（各通）
　池原　清美　太田　龍雄
　草薙　義雄　篠原　幸彦
　辻村　憲廣　土井　一功
　松原　壽　脇　光則
従六位に叙する（各通）
　北口　壽男　戸塚　招忠
　正木　隼男　松平　信和
正七位に叙する（各通）
　木村　和久　久保園　敏
　（准陸尉）　小山　照雄
従七位に叙する（各通）（以上二十七年十二月二十九日）
　久池井芳彦　鳥山　昇
正五位に叙する（各通）
　片岡精一郎　北爪　藏次
従五位に叙する
　井上　勉　河田　武志
　齋藤　良眞　中島　文男　秀島　庄平
　山地　雅幸　山本總一郎
正六位に叙する（各通）
　尾崎　和敏　志水　修　鈴木　忠昌
　乳井　信一　野澤　春男　三角　勉
　宮城　康成　両澤　憲章
従六位に叙する（各通）
　加藤　昭　公平　照幸
　玉置　照美　渡邉　月照
正七位に叙する（各通）
　柏木　英明　竹内　昇　宮下　春夫
従七位に叙する（各通）（以上二十七年十二月三十日）
　重留　正志　増井　敏康
従五位に叙する（各通）
　小保方晏司　佐々木政人　堀田　保雄
正六位に叙する（各通）
　春山　範仲　水馬　博
従六位に叙する（各通）（以上二十七年十二月三十一日）
　大場　敏彦
従四位に叙する
　小田　明　伊藤　茂夫
従五位に叙する（以上一月一日）
　加賀谷隆一郎
正四位に叙する（一月二日）
　桑原道之助
正五位に叙する
従七位に叙する（以上一月三日）
○叙勲
（三重県川越町長）
　川村　康治
旭日双光章を授ける
　瀬戸　力　寺田　富藏　横山　軍一
旭日単光章を授ける（各通）（以上二十七年十二月二十八日）
　木内　敏文
旭日単光章を授ける（二十七年十二月三十日）
　君塚　栄治
瑞宝重光章を授ける
　上原　勝則　圓城寺重憲　尾形　眞義
　門　康之　河合　鎭雄　島崎　久
　清水　宏員　橋本　修吉　東岡　誠吾
瑞宝双光章を授ける（各通）
　益子　春男　佐藤　光正
　大日向富士夫　松本　正之
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十七年十二月二十八日）
　西尾　雅輝　山口　和志
瑞宝双光章を授ける（各通）
　生川　博司
瑞宝小綬章を授ける
　岩瀬　重夫　柴田　弘
　土井　一功　永松　浩二
　福元　祥介　堀内　道夫
　松平　信和　松原　耕三
　吉田　好一　山田　清
瑞宝双光章を授ける（各通）
　戸塚　招忠
　（准陸尉）　長谷川一夫
　松原　壽　笹井　修
瑞宝小綬章を授ける
　片岡精一郎　北爪　藏次
瑞宝単光章を授ける（以上二十七年十二月三十日）
　木村　建彦
瑞宝小綬章を授ける
　井上　勉　河田　武志
　志水　修　鈴木　忠昌
　中島　文男　野澤　春男　三角　勉
　宮下　春夫　両澤　憲章　山本總一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
　渡邉　月照
瑞宝単光章を授ける（各通）
　重留　正志
瑞宝小綬章を授ける
　片岡精一郎　河田　武志
　井上　勉　鳥山　昇
　志水　修　鈴木　忠昌
　中島　文男　野澤　春男　三角　勉
　宮下　春夫　両澤　憲章　山本總一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
　渡邉　月照
瑞宝単光章を授ける（以上二十七年十二月三十日）
　重留　正志
瑞宝小綬章を授ける
　金澤　政弘　上村　武昭
　佐々木政人　水馬　博
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上二十七年十二月三十一日）
　小田　明
瑞宝双光章を授ける（一月一日）
　伊藤　茂夫
瑞宝小綬章を授ける（一月二日）
　加賀谷隆一郎
瑞宝小綬章を授ける（一月三日）

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、神奈川労働局の関係労働者を代表する者久保田政宏の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年2月4日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成28年2月18日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　神奈川労働局職業安定部職業安定課